

京都市会定例会回数条例の一部を改正する条例（平成26年3月3日京都市条例第90号）

（市会事務局議事課）

通年議会の導入に伴い、定例会の回数を毎年4回から年1回に改めることとしました。

この条例は、平成26年3月3日から施行することとしました。

京都市会定例会回数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月3日

京都市長 門川 大作

京都市条例第90号

京都市会定例会回数条例の一部を改正する条例

京都市会定例会回数条例の一部を次のように改正する。

本則中「毎年、4回」を「年1回」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年の特例)

2 平成26年の京都市会定例会の回数は、本則の規定にかかわらず、年2回とする。

(市会事務局議事課)